

○焼津市社会教育団体認定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、焼津市公民館条例（昭和61年焼津市条例第9号。以下「条例」という。）第8条第2号に規定する社会教育団体（以下「社会教育団体」という。）の認定について必要な事項を定めるものとする。

(認定の要件)

第2条 社会教育団体として認定を受けるために必要な要件は、次のとおりとする。

- (1) 公の支配に属しない団体であること。
- (2) 社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とし、継続的かつ計画的に活動している団体であること。
- (3) 次の事業又は行為を行わない団体であること。
  - ア 営利を目的とした事業又は営利事業を援助する行為
  - イ 特定の政党の利害に関する事業又は公の選挙に関し、特定の候補者を支持する行為
  - ウ 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援する行為
- (4) 組織及び運営に関し、次の要件を備えている団体であること。
  - ア 団体としての規約を有し、構成員の資格要件及び加入方法、団体の運営方法、役員を選出方法やその役割等が明確であること。
  - イ 団体の構成員が5人以上で、その過半数が市内に在住、在勤又は在学していること。
  - ウ 団体の活動拠点又は主たる事務所が市内にあること。
  - エ 未成年者のみによって構成されている団体については、成人の指導者等がいること。

(認定の申請)

第3条 条例第8条第2号の認定を受けようとする団体は、焼津市社会教育団体認定申請書（第1号様式）に次の書類を添えて教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

- (1) 団体規約（会則）
- (2) 役員名簿
- (3) 会員名簿（前条第4号イの要件に該当することが分かる資料）
- (4) 事業計画書及び事業報告書
- (5) 収支予算書及び収支決算書
- (6) その他総会資料等、団体の組織及び活動内容が分かる資料

(委員会の認定)

第4条 委員会は、前条の規定による申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、焼津市社会教育団体として認定し、焼津市社会教育団体認定証（第2号様式。以下「認定証」という。）を交付する。

2 委員会は、審査の結果、申請内容が適当であると認められないときは、その旨及びその理由を書面をもって申請者に通知する。

3 第1項の規定により認定証の交付を受けた団体は、当該認定証を携帯し、公民館の使用申請時に、これを職員に提示しなければならない。ただし、委員会が不要と認めるときは、この限りでない。

(権利の譲渡等の禁止)

第5条 団体は、認定の権利を譲渡し、若しくは転貸し、又は認定を受けた目的以外の目的に使用し

てはならない。

(認定の有効期限)

第6条 認定の有効期限は、認定証の交付の日から3年以内の委員会が定める日までとする。

(変更の届出等)

第7条 社会教育団体は、次の各号いずれかに変更が生じたときは、焼津市社会教育団体認定事項変更届出書(第3号様式。以下「変更届出書」という。)を速やかに委員会に届け出なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 団体規約(会則)
- (2) 代表者
- (3) 役員
- (4) 事務局の所在地、連絡先等
- (5) 事業計画の大幅な変更

(認定の取消し等)

第8条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を停止し、若しくは制限し、又は認定を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する認定の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 第5条の規定に違反したとき。
- (3) 認定の申請事項等に虚偽の内容が明らかになったとき。
- (4) その他委員会が特に必要と認めたとき。

附 則

- 1 この要綱は平成22年9月1日以降の申請から適用する。
- 2 この要綱施行の際、焼津市社会教育団体登録申請取扱要領(平成9年)にもとづく登録団体で有効期間を有するものは、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成25年8月21日から施行し、平成25年9月1日以後に受け付ける申請について適用する。